

第4 関東弁護士会連合会の現状と課題

1 関東弁護士会連合会（関弁連）の現状

(1) 関弁連の組織

関弁連は、弁護士法44条に基づき、東京高等裁判所管内の13の弁護士会をもって組織されている。関弁連に所属する弁護士の数は2017（平成29）年7月1日現在、23,276名（うち18,184名が東京三会、5,092名が関東十県会）で、日本最大の弁連である。

関弁連には、理事長、副理事長以下、13弁護士会の会長・関弁連推薦の日弁連副会長・東京三会の関弁連担当副会長などの常務理事（平成29年度21名）と、理事（同18名）がおり、20の委員会（後述）がある。

(2) 活動

ア 法曹連絡協議会と司法協議会

関弁連と東京高等裁判所管内の裁判所・検察庁との間で司法の運営全般に関する実態把握と適正な改善を図るために、年1回の法曹連絡協議会（関弁連主催）及び年2回ないし3回の司法協議会（東京高等裁判所主催）が開催されている。

イ 地区別懇談会

日弁連執行部と管内弁護士会会員との連絡調整を図るために毎年2回開催している。本年（2017〔平成29〕年）度1回目の議題は、FATF対日第4次相互審査への対応、労働審判の充実に向けた取り組み、法曹人口・養成問題、法テラス法律事務所やスタッフ弁護士の配置のあり方、日弁連女性副会長クォータ制度導入問題、司法修習生の経済的負担問題など32件にのぼった。

本年度2回目（1月）に実施される地区別懇談会では、日弁連と管内弁護士会の登録7年目までの会員による「若手カンファレンス」が開催される予定である。

ウ 関弁連定期大会、シンポジウム

毎年秋に開催される関弁連定期大会、シンポジウムは、関弁連最大の行事である。本年度は9月29日に静岡県沼津市にて開催された。毎年シンポジウムのトピックをうけて大会宣言が決議される。今回は、「将来の災害に備える平時の災害対策に関する宣言」が可決された。また、大会決議は、「憲法9条を含む改正発議の可能性のある状況下で、広く市民が憲法の定める平和原則その他基本原則の内容と憲法70年の歴史を知る活動を促進する決議」が可決された。

エ 各種委員会活動

委員会には、総務委員会、財務委員会、会報広報委員会のほか、地域司法充実推進委員会、人権擁護委員会、環境保全委員会、外国人の人権救済委員会、民事介入暴力対策委員会、弁護士偏在問題対策委員会、研修委員会、裁判官候補者推薦に関する委員会、裁判官選考検討委員会、法教育センター、憲法問題に関する連絡協議会、弁護士業務妨害対策委員会、消費者問題対策委員会、平成29年度シンポジウム委員会、平成30年度シンポジウム委員会、法曹倫理教育に関する委員会、高齢者・障がい者委員会の全20の委員会があり、それぞれ活発に活動している。単位会では広域性の要請に応えにくく日弁連では小回りがききにくい問題を中心に、連携や情報・スキルの共有を図っている。ここ数年、特に若手の参加者数が伸びている。

オ 災害への対策と対応

関弁連は、本年度も東日本大震災災害対策本部を設置し、東日本大震災被災者支援を継続している。毎年、被災地での法律相談に弁護士を派遣するとともに、2014（平成26）年度から引き続いて、管内弁護士会において研修会を実施する際に講師を派遣し、また、関東十県の会員が東京三会主催の研修会に参加できるように一定の交通費を補助するなどして支援を強化している。

また、平時における災害対策や自治体との防災連携をも視野に入れつつ、管内弁護士会の連携を構築する趣旨で2015（平成27）年以降毎年開催されている「関弁連災害対策協議会」は、2018（平成30）年1月に第4

回が開催される予定である。本年度は、定期大会・シンポジウムにおいて「将来の災害に備える平時の災害対策に関する宣言」が可決されたことは前述のとおりである。2017（平成29）年度九州北部豪雨に際しては、関連弁護士会及び弁連に対し義援金を支出するなどした。

カ 支部交流会

2005（平成17）年に「小規模支部交流会」が発足した。本年度は4月に12回目の支部交流会が千葉県松戸支部管内（柏）で開催され、地域司法充実に向けた今日的課題を確認したうえで、具体的には、立川支部の本庁化、相模原支部の合議制実現、市川の地家裁支部設置などの各運動状況が報告されたほか、労働審判の支部実施、成年後見制度利用促進に向けた諸課題、及び地家裁委員会等の諸課題などについて討論が交わされた。

キ ブロックサミット

関弁連を含む全国の弁連の意見交換会が行われている。本年度は6月に、本年度第1回ブロックサミットが東京で開催され、弁連同士の協定の可能性（ex. 中国弁連加盟5県弁護士会による被災者支援協定）、各弁連管内での大規模災害発生時の弁連としての対応に関する体制や取り決め、日弁連若手弁護士カンファレンスのあり方などを協議した。第2回は、2017（平成29）年10月の人権大会（大津市）に際して開催され、日弁連人権大会開催時における弁連としての支援のあり方などを協議した。

(3) 財政赤字

関弁連の財政状況は、2011（平成23）年度以降、各委員会活動の活発化による支出増等により、赤字決算が続き、毎年1億円を超えていた繰越金が大幅に減少し続け8,000万円強となった。この状況も踏まえ、本年度予算案策定に当たっては、実体にあった予算編成、ゼロシーリングを基本とする委員会予算算定、相見積もりの励行などが確認されたほか、活動の実情と会費額のバランスが適当かどうか等、会務のあり方や会活動全般の現状の総合的な点検、各委員会における実行予算書の作成などが求められている。

2 関弁連の課題

(1) 管内弁護士会の関係

関弁連は、東京三会と十県会（神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）の組織である。もともと、十県会は持ち回りで研修会を行うなど人的交流も活発で、関係が深かったという歴史的経緯がある。そして現在は、十県会と東京三会は意思疎通の機会が多く、相互の協力体制ができてきている。

これは、関弁連が2014（平成26）年度に、関弁連理事長輪番制度の変更（後述（3））、東京三会会長の常務理事への就任などの機構改革を実現したことに由来している。これにより、以後、管内全弁護士会の会長が常務理事として一堂に会し、関弁連の会務の審議・執行に関する管内弁護士会間の連携がより効果的になされることが可能になった。2016（平成28）年5月に関弁連理事長と13弁護士会会長が連名で「69回目の憲法記念日に寄せる談話」を発表したことなども機構改革の成果である。今後もさらなる団結を目指すことが望まれる。

(2) 日弁連と関弁連との連携強化

2010（平成22）年度から、関弁連理事長による日弁連理事枠の確保が実現し、これまで以上に日弁連と関弁連の連携強化へ向けての具体的一歩となった。また、関弁連推薦の日弁連副会長である常務理事から日弁連の動向や考え方に関し詳細な報告を受けることが、より一層の連携強化につながっている。日弁連とは、今後とも、地区別懇談会や若手カンファレンスなどの行事を通じ、さらに連携強化していくべきである。

(3) 関弁連の理事長選出単位会の決め方

関弁連では、2014（平成26）年度から東京三会と十県会から交互に理事長を選出することになった。他の弁連（東北・中部・近畿・四国・九州）では定期大会開催地から理事長を選出するなどして弁連活動の活性化を図っている。関弁連においても、今後はさらなる選出方法の変更を検討することも考えられる。

(4) 関弁連管内各弁護士会訪問

例年、正副理事長、常務理事及び地域司法充実推進委員会委員が管内の各弁護士会を訪問し、重点課題を説明するとともに、各弁護士会から各会の実情・要望を聴取しており、今後も一層の連携を図って関弁連の会務や活動を充実化に繋げるべきである。また、地域司法の充実の視点では、地家裁委員会のさらなる充実を図るべく各弁護士会で工夫していく必要があるし、これに向けて関弁連が提言していくべきである。

(5) 関弁連への参加

既に述べた機構改革は、東京三会が関弁連において活躍する場を増やしたものと理解すべきである。今後、東京三会から理事長・副理事長、理事、各種委員を推薦するために、これまで以上に、その候補と目される会員を早い時期から関弁連活動に参加させて養成していくなどといった中長期的な計画を練るのも一案である。

また、これまで十分とはいえなかった東京三会からの定期大会、各種委員会などへの積極的な参加を促進すべきである。そのためには、「関弁連だより」や「関弁連会報」などの機関誌の充実、ホームページの充実などの広報活動の充実、参加会員によるフィードバックないし情報共有が重要である。

各種委員会では、とりわけ十県会から熱心な会員が参加して活発に活動している。東京三会の会員、特に法友会の会員も、関弁連のメンバーであるという帰属意識を高め、積極的に委員会に出席していくべきである。法友会においては、責任と自覚を持った会員を委員として送りこみ、法友会の組織をあげて関弁連の活動を積極的にバックアップしていくことが望まれる。

(6) 事務局体制

関弁連は、有能な事務局長と職員4名で日常業務を支えている。専門家集団であるがゆえに、迅速かつ円滑に高度な事務作業をこなしている。起案能力の高さも卓越している。それでも、少数ゆえに、残業や土日出勤をせざるを得ない場面もある。事務局の健康管理という面では、勤務時間を減じ、労働過多にならないような方策を検討していかなければならない。

管内弁護士会でも、職員の健康管理は、職員の養成問題とともに大きな問題となっている。関弁連事務局が保有するノウハウを管内弁護士会の新人職員等に教示していく研修の企画設営や、相互援助という視点から管内弁護士会への出向制度を創設することも、今後の課題である。